

建設業者団体の長 殿

長崎県土木部長

主任技術者を兼務する現場代理人の取扱いについて（通知）

現場代理人の取扱いについては、平成 2 8 年 6 月 1 日付け 2 8 建企第 1 3 8 号で通知しているところですが、同一工事で主任技術者を兼務する場合の現場代理人の取扱いについて一部不明確な部分がありました。昨今の配置技術者不足による入札の不調・不落などに対応し、今後の公共工事の円滑かつ適切な執行を図るため、国から通知された「公共工事の円滑な施工確保について」（令和 3 年 1 月 2 9 日付 総行第 2 9 号、国不入企第 3 2 号）の趣旨も踏まえ、今回、その取扱いを下記の通り取り決めましたので通知します。

記

1. 対象とする工事

県内で発注された公共工事で、主任技術者の専任を要しない、請負額が 3, 5 0 0 万円未満（建築一式 7, 0 0 0 万円未満）の工事

2. 主任技術者を兼務する現場代理人が他工事の主任技術者と兼務できる条件

平成 2 8 年 6 月 1 日付け 2 8 建企第 1 3 8 号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」にある条件を満たすとき。

3. 発注者への報告

現場代理人が他工事との兼務を行う場合は、所定の様式に必要事項を記載のうえ、事前に発注者の承諾を得ること。また、工事の難易度等により発注者が特に現場への専任を求めるときは兼務できない場合もあるので注意すること。

4. 適用日

令和 3 年 4 月 1 日以降から適用する。

○他工事と現場代理人が兼務できる条件

(平成28年6月1日付け28建企第138号)

3. 他工事と現場代理人が兼務する場合

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。なお現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。

- ① 県内公共工事において、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（10km程度以内）において施工する場合。ただし、各々の工事において、請負額が3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。兼務する工事の件数は、原則2件とする。
- ② 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）。

○技術者配置のイメージ

ケース1

平成28年6月1日付け28建企第138号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」の条件を満たす場合

A工事		B工事
請負代金額 = 3,000万円		請負代金額 = 2,500万円
現場代理人	A工事・B工事両方の 現場代理人及び主任 技術者を兼務可能	現場代理人
主任技術者(非専任)		主任技術者(非専任)
長崎 太郎	↔	長崎 太郎

ケース2

平成28年6月1日付け28建企第138号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」の条件を満たさない場合（工事間距離が20km）

A工事		B工事
請負代金額 = 3,300万円		請負代金額 = 3,000万円
現場代理人	現場代理人の兼務は 不可、主任技術者は 常駐を求めないので 兼務可能	現場代理人
主任技術者(非専任)		主任技術者(非専任)
長崎 太郎	↔	諫早 二郎 長崎 太郎

その他

平成28年6月1日付け28建企第138号の通知内「3. 他工事と現場代理人が兼務する場合」の条件を満たさない場合（相手方工事の請負代金額 = 3,500万円以上）

A工事		B工事
請負代金額 = 3,200万円		請負代金額 = 4,500万円
現場代理人	請負代金額3,500万円 以上の専任の必要な 現場との兼務は不可	現場代理人
主任技術者(非専任)		主任技術者(専任)
長崎 太郎	↔	諫早 二郎

※請負代金額 3,500万円未満(建築一式 7,000万円未満)は主任技術者の専任を要しない。